

令和4年第2回 階上町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月14日（月）午後1時58分から午後2時35分

2. 開催場所 階上町役場 3階 委員会室

3. 出席委員（8人）

	1番	坂	政	和
	2番	笹山	勝彦	
	4番	鹿原	仁	
	8番	長根	義則	
	10番	中城	司	
	11番	郷州	公典	
	12番	土橋	剛	
会長	14番	百目木	憲一	

4. 欠席委員（6人）

	3番	荒道	秀雄	
	6番	阿部	範彦	
	5番	堰合	とし	
	7番	浜谷	秀雄	
	9番	久保	雅庸	
会長職務代理者	13番	横道	文男	

5. 出席農地利用最適化推進委員（1人）

金山沢 地区 向井成男

6. 欠席推進委員（8人）

石鉢	地区	森	正浩	
田代	地区	水合	達徳	
鳥屋部	地区	堰合	繁	
登切	地区	清水頭	保孝	
赤保内	地区	桑原	英世	
大蛇	地区	上山	清治	
道仏	地区	糸坪	岩雄	
小舟渡	地区	平戸	三雄	

6. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について
- 第4 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理
について
- 第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可
に係る意見について
- 第6 議案第4号 階上町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な
構想の見直しについて

7. 農業委員会事務局職員

総括主幹（事務局次長）	森	淳
総括主幹	境	祥子

8. 総会の概要

議 長	<p>ただいまの出席委員は、農業委員 8 名、農地利用最適化推進委員 1 名です。農業委員の数が過半数に達していますので、令和 4 年第 2 回階上町農業委員会総会を開催します。</p> <p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p> <p>日程第 1、「会議録署名委員の指名について」を議題といたします。</p> <p>会議録署名委員は、議長において、1 番 坂委員、2 番 笹山委員を指名します。</p> <p>日程第 2、「会期の決定について」を議題とします。</p> <p>会期は本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定します。</p> <p>これより、議事に入ります。</p> <p>日程第 3、報告第 3 号「農地の転用事実に関する照会について」の件を議題とします。</p> <p>事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、<u>報告第 1 号</u>について朗読いたします。</p> <p><u>1 ページ目</u>をお願いいたします。【議案朗読】</p> <p>報告第 3 号の詳細についてご説明いたします。</p> <p>本件は、青森地方法務局八戸支局より昭和 56 年 8 月 28 日付け農林水産構造改善局長通知に基づき、依頼の日から 2 週間以内に回答することとされておりますので、局長において報告したことについて、農業委員会へ報告するものです。</p> <p>番号 1 ですが、昭和 52 年に住宅 4 棟が建築されており、地目が畑となっていることが判明したので、地目変更登記を法務局に申請したものです。農地法違反ではございますが、築年数が 20 年以上経過しており、復旧命令には該当しないので、現況を非農地 宅地として報告したものです。</p> <p>以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、番</p>

	<p>号1の担当地区、本来であれば、森推進委員より、現地調査の結果の報告と補足説明がございますけれども、体調不良ということで郷州委員より補足説明をお願いいたします</p>
委員	<p>報告いたします。2月2日の日に現地確認をいたしました。委員長、事務局長、次長、森委員、私で現地を確認いたしました。詳細についてはただいま説明がありました通りですので、ご審議願います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局並びに農業委員の説明について、質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>無いようですので、報告第3号「農地の転用事実に関する照会について」の件を終了します。</p> <p>次に日程第4、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」の件を議題とします。事務局より案件の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第4号について朗読いたします。</p> <p><u>2ページ目から4ページ目までになりますので2ページ目からお願いいたします。【議案朗読】</u></p> <p>報告第4号の詳細について説明いたします。</p> <p>本件の番号2～4は賃借人が賃貸人3氏より借用して、牧草地としている農地について、まだ賃貸期間がございますけれども、今回、賃借人に代わり、別な賃借人が借りる予定になったので、それぞれ双方合意の上解約するものです。解約した日に引き渡しをすることになっていることから、第18条第1項但し書きに該当するので、同条第6項により、一月以内の届け出となっていることから受理したものです。</p> <p>以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>無いようですので、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」の件を終了します。</p> <p>次に日程第5、議案第3号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」の件を議題といたします。事務局よ</p>

	り案件の朗読と説明をお願いします。
事務局	<p>それでは議案第3号について朗読いたします。 <u>5 ページ目</u>をお願いいたします。【議案朗読】</p>
	<p>議案第3号の詳細について説明いたします。 番号3の申請は、譲渡人から譲受人が農地を取得し、堆肥施設の建築を行う計画であり、その賃貸借について申請となったものです。当町農業委員会では、県より権限委譲を受けていることから、3,000 m²未滿については、独自で決定する権限がありますが、申請面積が合計で5932 m²となり、県常設信認委員会の意見を徴し、異存無しの場合に限り許可することができるものです。本申請地は昨年、農業振興地域の農用地指定から、農業用施設用地への指定用途変更を行い、今回の申請となったもので、階上町役場から西側に7.8km、八戸市立島守中学校から東側へ3.8 km、陸奥田代郵便局から北側に3 kmにあり、市街化調整区域外の10ha未滿の小集団農地に当たり、300m以内に公共施設等の無いことから第2種農地と判断されます。隣接する耕作している農地も無く、申請地も現状原野化している農地であり、今後周辺農地の耕作の使用とはならないと思われます。また、事業計画では現在は大建プラントにより、焼却による堆肥の肥料化を行っていますが、今回攪拌により発酵させる直列プラント2基を設置することにより、焼却時の煙と臭いが無くなり、近隣への影響や環境への配慮もなされていることから事業計画書を適当であると判断し、許可相当とするものです。 以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、番号2の地区担当の向井推進委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>2月2日午後2時から、会長、局長、次長、阿部委員、自分とで現地を確認してきました。詳細については事務局からの説明の通りです。審議の程よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局並びに推進委員の説明について、質疑のある方は挙手をお願いいたします。 無いようですので採決します。議案第3号「農地法第5条第1項の</p>

<p>委員</p>	<p>規定に基づく農地転用許可に係る意見について」の件に賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」の件は承認します。</p> <p>次に日程第6、議案第4号「階上町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より案件の朗読と説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第4号について朗読いたします。 6ページをご覧ください。【議案朗読】</p> <p>それでは説明の方私の方からさせていただきます。</p> <p>まず皆さんの方にお配りした資料の確認をしたいと思います。3冊資料が渡っていると思います。</p> <p>まず1つが、「青森県農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」というもの。もう1つが、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」、これが、今皆さんにお諮りしている、町で直している案の方になります。最後に「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」というものがある、3部皆さんの方にお配りしていると思いますが、厚いものについては、やると1、2時間かかりますので、皆さんにお伝えしたことを概要として裏表の3ページものでまとめてきましたので、こちらの方で説明したいと思います。</p> <p>そもそも農業経営基盤強化の促進に関する構想とはどういうものかといいますと、まず1「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の法的な位置づけといたしましては、効率的かつ安定的な農業経営体を育成する施策総合的に講じ、日本の農業生産の基盤となるような農業経営を確立することを目的に、「農業経営基盤強化促進法」が平成5年に制定されています。この法に基づきまして、県では、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針というものを定めています。町では農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めることとなっております。</p> <p>それでは、その基本的な構想の内容ですけれども、これは他産業並の農業所得と労働時間を確保する効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、これらの農業経営体が農業生産の相当部分を担うような、あ</p>

るべき農業構造を示したものである。具体的にはどうということかとい
いますと、(1) 町が育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標、
これはどうということかといいますと、認定農業者が5年後出す指標と
いうものです。例えば労働時間だとか、農業所得をいくら目指すとい
った指標です。(2) 育成すべき経営体の目標数ですが、町として5年
後、10年後、どれくらい育成する経営体を増やしていくのかという
目標をここで示すものでございます。(3) 上記の農業経営を営む者に
対する農地の利用集積目標であったり、(4) 上記の農業経営を目指し
て経営改善を図ろうとする者(いわゆる認定農業者)への集積支援へ
のあり方、というものを概ね5年ごとに、その後の10年間を見通し
た総合的な計画を定めているものです。

基本的な構想を策定することにより認定農業者制度や農地の利用
集積事業等が円滑に実施できることとなります。また各種補助事業・
資金の要件となる認定農業者や認定新規就農者はこの基本構想に基
づき認定されることになっております。

1 ページ目の3番に移ります。

基本的な構想の見直しの時期ですけれども、当町においてはこの農
業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の1番最初は、平成18
年1月に策定しております。概ね5年ごとに見直すことになっており
ます。ただ、その間に県が見直しを行うと、それに基づいて町の方
でも変更することになっておりますので、直近の今回は平成29年の3
月に見直しを行っております。

2 ページ目に移ります。

4「基本的な構想の見直しの法に基づく手続き」についてですが、
階上町農業委員会及び八戸農業協同組合への意見照会。今回皆さんに
意見照会しているものは法に基づいて意見照会をしています。それを
基に県と町で変更協議をし、県から同意を得て、その後階上町の決定、
公告というスケジュールの流れになります。では、具体的にⅡの基本
的な構想見直しの内容ですけれども、本町の現況と今後の方針という
ことで、まず本町だけでなくも一般的にいわれる事なんですけれど
も、農業従事者の高齢化そして農業後継者の減少。今現在、町内で認
定農業者がどれくらいいるかといいますと大体30人程度です。その
中で法人が10。法人は養鶏、養豚の方々なので、大体20名弱が個人
の認定農業者となっております。ただ、その内容を見ますと皆さんご存
知の通り、平均60歳以上の方がほとんどです。また、担い手不足に
よる農地の遊休地化への懸念も高まるそのような状況の中、農地従事
者等の確保、経営の効率化・規模拡大等による、「地域経営による営
農システムの構築による地域農業構造の再編成」を進めるとともに、

地産地消を推進し、農業生産者と消費者・流通加工事業者や観光関連事業者等、多様な業種との連携を促進して、常にマーケットの拡大に努め、個性ある農業の振興を図るものとするという内容になっております。

具体的に2の変更概要となりますけれども、認定農業者の要件として目指す指標なのですけれども、第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標ということで、(1) 農業者の経営目標を示しております。変更はこの辺が変わっております。①年間農業所得、今まで530万円だったものが570万円程度、②主たる農業従事者1人あたり400万円を430万円程度に、③年間労働時間2,000時間、これは変わっていません。(2) 新規就農者の確保目標は年間1人を目標としております。570万円や430万円等皆さん色々意見があると思いますけれども、県の方の基本指針の24ページに出しております。24ページの主要指標というものがついているんですけれども、こちらに県の所得目標が提示されています。例えば1の所得目標の(1)主たる従事者の所得ということで、前は400万円～500万円程度だったものが、新しい基本方針の方では430万円～530万円程度としております。(2)世帯当たりの農業所得だと530万円～630万円程度だったものを570万円～670万円としております。各市町村とも県の基本方針を基にこの金額設定に収まるように設定しておりますので、今のような年間農業所得でいうと570万円、主たる農業従事者当たり430万円という風に設定しております。

続いてまた概要の方に戻りますけれども、2ページ目の下の方ですけれども、第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の能様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標という部分になります。ここでは、年間農業所得でいうと570万円、主たる農業従事者1人あたり430万円、年間労働時間2,000時間を達成するにはこの階上町において5類型、このような類型を基にある程度の面積をやると570万円程度可能かなということです。

次に、町の方の案の方の6ページ目、7ページ目、8ページ目です。

例えば、6ページ目でいいますと、営農類型が野菜、主食用米とうものがありますけれども、例えば野菜、具体的には長芋、種芋、ねぎと主食用米を合わせてやりますと、県の指標で計算していきますと570万円程度にはこのくらいの面積をやればなるというような指標の設定になっています。必ずしも認定農業者がこの類型通り計画を立てる必要は無いので、実際、野菜、主食用米と書いてありますが、そうでなくても結構な内容となっています。ここに書いていないような野菜であっても結構です。主要となるのはこのような営農類型でこのよ

	<p>うな面積ということでここに設定されています。</p> <p>もう一度概要の方に戻って頂いて、3ページ目をご覧ください。</p> <p>第2の2 農業経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の能様に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標ですけれども、これは新規就農者の指標となります。新規就農者の人が目標とする経営目標でございまして、新規就農者として認定する指標でございまして、(1) 新規就農者の経営指標ですが、①年間農業所得 265万円だったものを290万円程度に、②主たる農業従事者1人当たり 200万円だったものを220万円程度に、③年間労働時間 2,00時間に変更なし、ということになります。これは認定農業者の概ね5割程度で大体2倍してもらおうと分かかりますように大体半分ということになります。こちら先ほどと同じように4種類の経営指標を作っております。</p> <p>第3 農用地の利用集積に関する目標ですが、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項といたしまして、農地集積面積の目標なんですけれども、農業者もどんどん減ってきておりますので、他の農家の方に農地の方を利用してもらうために集積するのですが、これも現在の認定農業者、新規就農者等の比率等を換算しましてシェア率を29.6%を目標に令和12年度までやっていきたいという事で直しております。</p> <p>以上が内容の変わった部分の説明になりますが、最後に今後のスケジュールということで、2月上旬に階上町農業産業振興審議会、階上町農業委員会、JA八戸に見直し案の提示をしております。2月中旬までに階上町農業委員会等から意見等、回答を頂いて、2月下旬に基本的な構想(案)を県へ協議書の提出を行いたいと思います。3月上旬に県から同意を頂いて、3月中旬には基本的な構想の町の公告を行い、決定していきたいと思っております。</p> <p>以上で私の方からの説明を終わります。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>(挙手あり)</p>
議長	<p>はい、どうぞ</p>
委員	<p>この県の基準は、県の出した平均の金額ですか。</p>

事務局	<p>そうです。それぞれの三八とか西北、それぞれの地域で出している金額になります。先ほど 24 ページの県の指標で出ていると思うんですけども、年間所得と世帯当たりの所得とがあると思うんですけども、これは県の方でこういう所得でと指示されているものになります。それに合わせてそれぞれの農業形態の部分は作っている状態であります</p>
委員	<p>そうするとこの6ページの経営面積くらいやると570万円くらいの所得になるということですか。</p>
事務局	<p>そういうことです。設定されている野菜等で作付けをすれば、設定金額を超えるという事で設定されています。</p>
委員	<p>県が、販売した平均単価で出した数値という事ですか。</p>
事務局	<p>そういうことです。それぞれの作物ごとにそれを計算式に当てはめてどれくらいの面積にするとどの分掛かってどの分売り上げがあるという計算式のデータが県より来ますので、それに合わせて設定しているものです。</p>
委員	<p>全部経費を含めての年収という事ですか。</p>
事務局	<p>そうです。総収入から何からを入れての金額です。 県の指標となるデータがありますのでそれに入れて、この分の野菜、この分のお米と入れるとこの分のお金が稼げるという想定になりますけれども指標となる部分の数値でこの計画は作っています。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p>
委員	<p>(挙手あり)</p>
議長	<p>はい、どうぞ</p>
委員	<p>農地集積面積シェア目標とありますが、この 29.6%とは何に対しての割合なのか。階上の農地全体に対する割合なのか。</p>
事務局	<p>そうです。</p>

議 長	<p>よろしいですか</p> <p>無いようですので採決します。議案第4号「階上町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」の件に賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第4号「階上町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて」の件は原案の通り決定し、階上町長へ回答します。</p> <p>これにて本会議に付議された全案件が終了しました。</p> <p>以上をもちまして、令和4年第2回階上町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局	<p>修礼を行います。</p> <p>礼。 直れ。</p> <p>令和4年2月14日</p> <p>議事録署名者 議 長 <u>百目木 憲一</u></p> <p>1 番 <u>坂 政和</u></p> <p>2 番 <u>笹山 勝彦</u></p>